

景観重要建造物の指定について

景観重要建造物の提案書が提出されましたので、犬山市景観条例第 17 条第 1 項の規定により、犬山市景観審議会の皆様のご意見をお聞かせください。

(1) 指定の方針

景観重要建造物は、国宝や重要文化財など、文化財保護法に基づいて指定された建造物には適用されないことから分かるように（景観法第 19 条第 3 項）、歴史的または芸術的価値の高さを問うものではなく、地域の良い景観を守り育むという観点から価値を見出して指定するものです。

このため、建築年代は比較的新しくても、地域の良い景観形成の模範となる建造物や、市民に親しまれ、愛されている建造物なども指定の対象となります。

指定された建造物については、指定標識を設置し、所有者等に対し良い景観を維持するよう適正な管理を求めるとともに、そのための行為の際に助成など、支援していきます。

(2) 指定基準

道路や公園などの公共空間から容易に望見でき、以下に示す項目のいずれかに該当する外観を有した建造物を、所有者の意見を聞いた上で景観重要建造物に指定します。

- ①登録有形文化財^{※1}に登録されている建造物
- ②地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
- ③形態意匠に一定の様式美が感じられ、地域の景観上のシンボルとなっている建造物
- ④地域の良好な景観形成の規範となる建造物
- ⑤市民に親しまれ、愛されている建造物

(3) 車山蔵の景観重要建造物への指定について

犬山祭の車山を収納する車山蔵は、地域の文化財である車山を収納するものとして古くから存在し、前面の広場を含めて地域の交流の拠点ともなっています。犬山祭がユネスコ無形文化遺産登録され、車山蔵についても、地域の特徴的な景観として周辺の良い景観と調和させながら守り育む必要があります。

平成 28 年度第 1 回景観審議会にて車山蔵を景観重要建造物として指定し、保全していく方針としました。

その後、各町内からの提案書を受けて、景観審議会委員の皆様の意見を聞き、現在は 5 件の車山蔵を景観重要建造物として指定しています。

【現在の車山蔵】

1. どんでん館（市所有）



2. 本町（指定済）



3. 新町（指定済）



4. 練屋町（指定済）



5. 枝町（今回対象物件）



6. 熊野町（指定済）



7. 魚屋町（指定済）	8. 寺内町
	
9. 余坂（市所有）	10. 外町
	
11. 名栗町（旧車山蔵）	○鍛冶屋町 車山はどんでん館に保管で旧車山蔵は通りから望見できない。 ○中本町・下本町 車山はどんでん館で保管し、旧車山蔵は解体済み。
	

景観重要建造物カルテ

項目	内容					
建造物の名称等	名称	車山蔵（枝町）	指定番号		指定日	
建造物の所在地	犬山市 大字犬山字東古券 6 1 8					
建造物の用途	倉庫（車山蔵）		建造物の設置年	平成 7 年建築確認		
建造物の構造等	構造	鉄骨 造	階数	地上 1 階 ・ 地下 階		
建造物の面積等	土地面積	82.64 m ²	建造物面積	51.89 m ²	床面積の合計	m ²
建造物所有者	住所（所在地）	—				
	氏名（名称）	枝町町内会				
建造物管理者等	住所（所在地）	—				
	氏名（名称）	枝町町内会				
土地所有者	住所（所在地）	—				
	氏名（名称）	枝町町内会				
土地管理者等	住所（所在地）	—				
	氏名（名称）	枝町町内会				
該当要件	☐ 登録有形文化財に登録されている建造物 ☐ 地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物 ☐ 形態意匠に一定の様式美が感じられ、地域の景観上のシンボルとなっている建造物 ☐ 地域の良い景観形成の規範となる建造物 ☒ 市民に親しまれ、愛されている建造物					
指定理由	犬山城下町で370余年にわたって続く、犬山祭の車山行事に使用される車山を収納、保存するための蔵であり、まちづくりの象徴であるため。					
建造物の概要						
建造物の状況 (地図・写真)	 					

